

写

鳥 労 発 基 0707 第 1 号
令 和 5 年 7 月 7 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥取労働局長 平川 雅浩 印

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和5年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。

